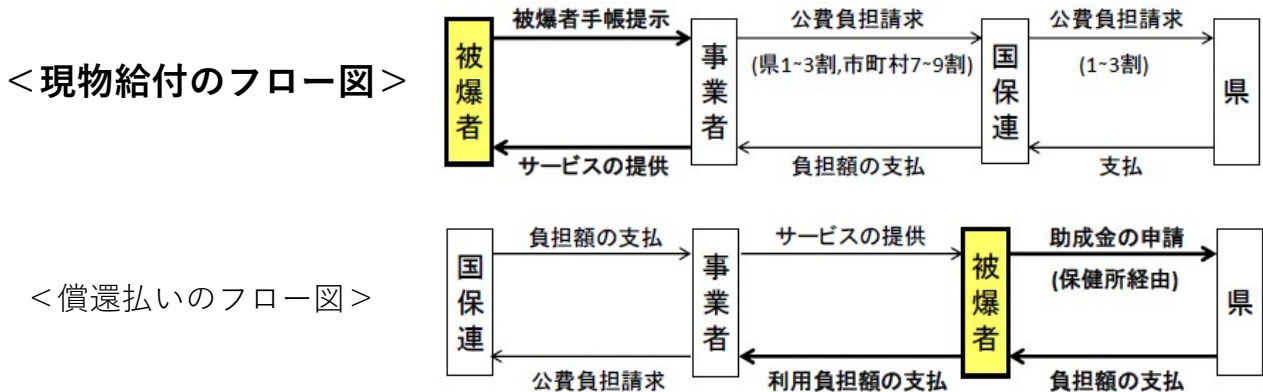


被爆者健康手帳所持者の介護保険サービスにかかる助成について

埼玉県には現在約1400人の被爆者の方が在住していますが、令和3年度から全ての被爆者の方が後期高齢者となり、介護のサポートを必要とされる方が多くなっています。また、被爆者の方の高齢化が進み、被爆者に対する各種助成制度の利用が難しくなっています。被爆者助成制度の御理解と御支援をお願いいたします。

1 被爆者介護助成制度の概要

平成31年4月サービス利用分から、被爆者健康手帳の提示による現物給付が原則となっています。埼玉県に居住する被爆者の方が介護保険サービスを利用した場合、事業所に被爆者健康手帳を提示することで、保険適用後の自己負担分（通常1～3割）が公費負担となり、被爆者の方は一切の自己負担なくサービス（現物）を受けることができます。被爆者の方の負担軽減のため、大変便利な制度である現物給付の徹底に御協力をお願いいたします。



介護助成制度は、そのサービスの内容によって、福祉系サービスと医療系サービスに分かれています。（詳細な区分は裏面参照）

○福祉系サービスには、指定医療機関制度等がありませんので、介護保険事業者であれば、手帳を提示することで助成を受けることができます。

（※公費負担者番号は『81116014』を利用 「19116011」は医療系用）

○医療系サービス提供事業所が、19公費による現物給付を行うためには、事業所が「被爆者一般疾病医療機関」の指定を受けている必要があります。

（※公費負担者番号は『19116011』を使用）

○受給者番号は福祉系サービス、医療系サービス共通で、被爆者健康手帳に記載の7ケタの番号になります。

< 注意事項 > 例外的に現物給付を利用できない場合（償還払いを利用）

※県内在住であるが、介護保険者が県外の市区町村である方（介護保険の住所地特例）

※県内在住であるが、県外の介護事業者を利用した方

※県外在住であるが、県内の介護事業者を利用した方（居住都県での手続となります）

福祉系サービス又は医療系サービス助成対象となる事業の詳細は裏面をご覧ください。

2 対象サービスと請求方法

		介護保険法での区分	利用時自己負担額 (介護保険 一部負担額)	保険給付対象外費用	備考
福祉系サービス	居宅系	訪問介護(ホームヘルプ)	負担なし (※低所得者で認定を受けた方のみ)	自己負担	【取扱い】 被爆者介護保険等利用助成事業としての取扱い ◎現物給付 ◎公費負担者番号 81116014 (被爆者健康手帳に記載の19116011を上記に読み替える) ◎介護給付費請求先 埼玉県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 埼玉県内の事業所を持つ全ての介護保険事業者
		介護予防訪問介護(ホームヘルプ)			
		第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る)			
	通所介護(デイサービス)	通所介護(デイサービス)	負担なし	自己負担 (食費等)	
		介護予防通所介護(介護予防デイサービス)			
		認知症対応通所介護			
		地域密着型通所介護			
		介護予防認知症対応型通所介護			
		第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る)			
	短期入所生活介護	短期入所生活介護(ショートステイ)	自己負担 (居住費・食費等)		
		介護予防短期入所生活介護(介護予防ショートステイ)			
		介護予防小規模多機能型居宅介護			
	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	負担なし	自己負担 (居住費・食費等)	
介護予防小規模多機能型居宅介護					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自己負担 (居住費・食費等)			
複合型サービス	看護小規模多機能型居宅介護				
施設系	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)	自己負担 (居住費・食費等)		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)				
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)			
		介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)			
医療系サービス	居宅系	訪問看護	負担なし	自己負担	【取扱い】 原爆医療費(一般疾病)としての取扱い ◎現物給付 ◎公費負担者番号 19116011 ◎介護給付費請求先 埼玉県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関
		介護予防訪問看護			
		訪問リハビリテーション			
		介護予防訪問リハビリテーション		自己負担(食費等)	
		居宅療養管理指導			
		介護予防居宅療養管理指導			
		通所リハビリテーション		自己負担 (滞在費・食費等)	
		介護予防通所リハビリテーション			
		短期入所療養介護			
	介護予防短期入所療養介護	自己負担 (居住費・食費等)			
	施設系		介護老人保健施設		
			介護療養型医療施設		
		介護医療院			

※訪問介護利用被爆者助成：低所得者(世帯の生計中心者が所得税非課税又は生活保護受給世帯)であって、あらかじめ訪問介護の受給資格認定を受けている必要があります。

※上記以外のサービスは助成対象外となります(一般の方と同じ金額を自己負担)

訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム・軽費老人ホーム等)、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修費、等

- ・制度全般に関する質問：埼玉県保健医療部疾病対策課まで(048-830-3583)
- ・レセプト等に関する質問：埼玉県国民健康保険団体連合会まで(048-824-2537)
- ・その他本紙に関連する諸手続の御案内、様式入手は県ホームページを御確認ください。

『埼玉県 被爆者』で検索又は右の二次元コードを読み取り⇒

